

ひとい親家庭のしおい

— 2026 年度版 —



一宮市子ども家庭部 子ども家庭相談課

ひとい親家庭相談

相談日: 月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)

相談時間: 午前10時～12時、午後1時～4時30分

目次

二次元コードをご自身のスマートフォンで読み取るか、
ID（7桁の数字）を、市ウェブサイトの「ページID
 検索」に入力すると、該当記事の情報が表示されます。

相談のこと	ひとり親家庭相談	1
	女性悩みごと相談	1
	子ども悩みごと相談	1
	発達が気になる子の相談	2
	子ども・若者総合相談	2
	福祉総合相談室	2
養育費のこと	養育費に関する公正証書等作成費用補助	3
	養育費・親子交流の相談	3
	法律相談	3
経済的なこと	各種手当（児童扶養手当、児童手当など）	4
	母子・父子家庭等医療費の助成	4
	JR通勤定期運賃の割引	4
	一宮駅周辺駐輪場定期利用料金の減免	4
	税金、国民健康保険税、国民年金保険料の軽減	5
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	5
子どものこと	一時保育、病児保育	6
	ひとり親家庭等日常生活支援	6
	ファミリー・サポート・センター	6
	子ども一時預かり	6
	子育て短期支援（ショートステイ）	7
	放課後児童クラブ	7
	小中学校就学援助	7
	高等学校授業料・入学金などの援助	8
	日本学生支援機構（JASSO）奨学金	8
就業や職業訓練のこと	キャリアカウンセリング	9
	母子・父子自立支援プログラム策定	9
	住宅支援資金の貸付	9
	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給	10
	自立支援教育訓練給付金の支給	10
	高等職業訓練促進給付金等の支給	10
	高等職業訓練促進資金の貸付	10
	母子家庭等就業支援センター 無料職業紹介	11
	就業支援講習会	11
	ハローワーク一宮	11
住まいのこと	住まいの相談窓口	12
	市営住宅、県営住宅	12
	セーフティネット住宅	12
	母子生活支援施設	12

相談のこと

ひとり親家庭相談

ID1001361

相談先≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

ひとり親家庭や寡婦の方が自立した生活をおくるために、母子・父子自立支援員と就業支援専門員が相談をお受けし、個々の状況に応じた情報提供や就業などに関する支援を行っています。

まずはお気軽にご相談ください。

○相談日：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

○相談時間：午前10時～12時、午後1時～4時30分

○相談方法：面接・電話

○場所：一宮市役所本庁舎4階 46番窓口



女性悩みごと相談

ID1001353

相談先≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9149

家庭内の不和、DV、結婚・離婚、男女問題など、女性の悩みごとについて相談に応じています。

○相談日：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

○相談時間：午前10時～12時、午後1時～4時30分

○相談方法：面接・電話

○場所：一宮市役所本庁舎4階 46番窓口



子ども悩みごと相談

ID1001352

相談先≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9152

子ども・子どもを育てている方・その地域の方からの、家庭や子育てについての悩みや困りごとなどの相談をお受けします。

○相談日：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

○相談時間：午前9時～12時、午後1時～5時

○相談方法：面接・電話・メール

○場所：一宮市役所本庁舎4階 46番窓口



メールによる相談はこちら



発達が気になる子の相談

相談先≫療育サポートプラザ チャイブ ☎64-6362

≫児童発達支援センター 相談いずみん（いずみ学園内）☎78-3111

≫児童発達支援センター まーぶるの森 ☎86-6820

※お住まいの地区により相談先が分かれています。

「初めてのことに對して不安が強い」「遊びが次々に移る」「学習にじっくりと取り組めない」「友達付き合いが上手くいかない」など、発達の気になる子の相談に応じます。

子ども・若者総合相談

ID1001351

相談先≫一宮市青少年センター子ども・若者総合相談窓口(木曽川庁舎3階) ☎84-0003

火曜日～土曜日 午前9時～午後5時

（祝休日・月曜日が祝日の場合はその翌日・年末年始を除く）

ニート・ひきこもり・不登校・非行・就労など、子ども・若者に関する相談に応じます。

対象は一宮市にお住まいの39歳までの方。

本人だけでなく、家族・友人・知人の方も相談できます。



福祉総合相談室

相談先≫福祉総合相談室 ☎28-9145

住まい・仕事・お金の不安、こころの病気・難病・障害・療育などの問題を抱えてお困りの方に対し、解決方法を一緒に考えます。まずはご相談ください。

— 2次元コードの読み取りアドバイス —

ひとり親家庭のしおりには2次元コードが掲載されています。

2次元コードの読み取りがうまくできない場合は、

- ・読み取り対象以外の2次元コードを隠す
- ・スマートフォンのカメラの倍率を上げる

を試してみてください。



養育費のこと

養育費に関する公正証書等作成費用補助〔対象：母子・父子〕ID1047054

相談先≫子ども家庭相談課 ☎28-9133

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や、調停調書・判決書などの取得について、かかった費用のうち、本人の負担分を補助します（上限3万円）。



養育費・親子交流の相談

相談先≫養育費・親子交流相談支援センター（こども家庭庁委託事業）

☎0120-965-419

☎03-3980-4108（携帯からはこちら）

メール相談 info@youikuh.or.jp



相談先≫愛知母子・父子福祉センター 養育費相談専用電話

☎052-915-8816



養育費は子どもの生活を支えるもの、親子交流は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。

参考までに

≫一宮公証役場 一宮市栄1丁目9-20朝日生命一宮ビル5階 ☎72-4925

≫名古屋家庭裁判所一宮支部 一宮市公園通4丁目17 ☎73-3162

≫FPIC名古屋ファミリー相談室 ☎052-753-4340

※親子交流援助、離婚協議等調停事業、相談事業など

≫あったかハウス ※親子交流支援、無料相談など ☎052-732-0511

≫ふぁみちえん ※親子交流支援 ☎052-462-9755

法律相談

○愛知母子・父子福祉センター弁護士相談 ≫予約 ☎052-915-8862

※養育費や親権など、離婚に関する問題は離婚前も対象

・相談日：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

・相談時間：午前9時～午後5時30分

○日本司法支援センター法テラス ≫サポートダイヤル ☎0570-078374

≫IP電話からは ☎03-6745-5600

※経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行っています。

○一宮市法律相談 ID1001955 ≫予約 ☎73-4363

※申込みについては広報一宮（無料相談一覧）に掲載

経済的なこと



各種手当

問合せ≫子育て支援課 ☎ 28-9023

児童扶養手当 ID1001380 〔対象：母子・父子など〕 両親が離婚している場合 などの要件に該当する児童 を監護・養育している方に 支給。 	愛知県遺児手当 ID1001378 〔対象：母子・父子など〕 両親が離婚している場合 などの要件に該当する児童 を監護・養育している方に 支給。 
一宮市児童扶養手当加算金 ID1068958 〔対象：母子・父子など〕 児童扶養手当の受給資格者 に加算金として手当を支給。 	児童手当 ID1001383 〔対象：一般〕 国内に居住する児童を養育 している方に支給。 

母子・父子家庭等医療費の助成 〔対象：母子・父子など〕 **ID**1001170

問合せ≫医療助成課 ☎ 28-9013

母子家庭の母、父子家庭の父等とこれらの家庭の児童の健康保持を図るため、医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。事前に申請して、母子・父子家庭等医療費受給者証の交付を受ける必要があります。

JR通勤定期運賃の割引 〔対象：母子・父子など〕 **ID**1001365

問合せ≫子育て支援課 ☎ 28-9023

児童扶養手当を受給している世帯は、JRの通勤定期乗車券購入時に3割引になります（通学定期は対象外）。市ではJR窓口に提出する証明を発行していますが、証明の申請には証明用写真等が必要となりますので、お問い合わせください。

一宮駅周辺駐輪場定期利用料金の減免 〔対象：母子・父子など〕 **ID**1001983

問合せ≫自転車駐車場整備センター ☎ 052-586-6841

定期利用者のうち児童扶養手当受給者の方及び対象児童については、定期利用料金が全額減免されます。申請には児童扶養手当証書が必要です。



税金、国民健康保険税、国民年金保険料の軽減



○ひとり親控除、寡婦控除の申告により所得税、市県民税が軽減されます。

問合せ≫市民税課 ☎ 28-8963

○国民健康保険税は所得の減少などによって保険税を納めることが困難になった場合、税額が減免される場合があります。

問合せ≫保険年金課 ☎ 28-9012

○国民年金には保険料の納付が困難な場合、全額または一部を免除する制度があります。

問合せ≫保険年金課 ☎ 28-9014

母子父子寡婦福祉資金の貸付 〔対象：母子・父子・寡婦〕 ID1057462

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付です。

○母子父子寡婦福祉資金の種類

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ・就学支度資金 | ・修学資金 | ・技能習得資金 | ・修業資金 |
| ・転宅資金 | ・住宅資金 | ・事業開始資金 | ・事業継続資金 |
| ・生活資金 | ・医療介護資金 | ・就職支度資金 | ・結婚資金 |

※各資金の内容、貸付限度額、据置期間、償還期間、貸付要件等はお問合せください。

※貸付限度額等は市ウェブサイトでも確認できます。

○貸付申請について

- ・ 事前相談が必要となります。申請から貸付まで1か月程度の日数を要しますので、計画をたてお早めにご相談ください。
- ・ 資金ごとの貸付要件や申請者と連帯保証人の要件があります。家庭状況や収支状況についてもお伺いします。
- ・ 他制度との併用の制限があります。
- ・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

母子父子寡婦福祉資金について詳しく →



🔍参考までに≫日本政策金融公庫一宮支店 一宮市大志 2-3-18

☎ 0570-054412 (ナビダイヤル)

≫一宮市社会福祉協議会 iビル4階 ☎ 85-7024

日本政策金融公庫（国の教育ローン）について詳しく →



子どものこと

一時保育 〔対象：一般〕 ID1001411

問合せ≫保育課 ☎ 28-9024

保護者が入院、出産、災害などで緊急・一時的に家庭での保育が困難になった場合や、仕事の都合などにより週2～3日保育できない場合、市内の一部の保育園でお子さんをお預かりします。



病児保育 〔対象：一般〕 ID1001409

問合せ≫保育課 ☎ 28-9024

当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至らない場合で、集団保育が困難であるお子さんをお預かりします。



ひとり親家庭等日常生活支援 〔対象：母子・父子・寡婦〕 ID1033249

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

保護者の病気、急な仕事の都合などにより一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員による支援を行います。ご利用には事前に登録が必要です。

詳細につきましてはお問い合わせください。



ファミリー・サポート・センター 〔対象：一般〕 ID1001293

問合せ≫ファミリー・サポート・センター ☎ 28-9772

育児の援助をして欲しい方と育児の援助をしたい方がお互いに助け合う会員組織です。相談により、お子さんの送迎や一定の時間帯の預かりなど様々な依頼ができます。会員登録が必要です。まずはお問い合わせください。



子ども一時預かり 〔対象：一般〕 ID1001280

問合せ≫中央子育て支援センター ☎ 85-7026

保護者のリフレッシュのため、中央子育て支援センターの子ども一時預かり施設で一時的にお子さんをお預かりします。



子育て短期支援（ショートステイ）

〔対象：一般〕 ID1001354

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9141

保護者の急病、事故、出産、災害、出張、冠婚葬祭、看護など、家庭でお子さんを養育することが一時的に困難になった場合に、一定期間お子さんをお預かりします。



放課後児童クラブ

〔対象：一般〕 ID1009988

問合せ≫子育て支援課 ☎ 28-9022

保護者の仕事等の理由により、下校後、家庭で保育できない小学生のお子さんを児童クラブでお預かりします。

市県民税非課税世帯となる場合は、児童クラブ利用手数料の減免が受けられる可能性がありますので個別にご相談ください。



小中学校就学援助

〔対象：一般〕 ID1001675

問合せ≫学校教育課 ☎ 85-7072

経済的な理由によってお子さんを小中学校へ通学させるのにお困りの保護者の方に対し、学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助します。ご希望の方はお問い合わせください。

○申請方法：就学援助費受給申請書にひとり親家庭の証明書類（児童扶養手当証書、母子・父子家庭等医療費受給者証等）を添えて学校教育課または市立小中学校に提出。（毎年度必要）

○提出期限：毎月月末（申請月の翌月認定）

○その他：審査結果は郵送でお知らせ。学校の集金を免除するものではありませんので月々の学校納入金は必ず支払ってください。

小中学校就学援助について詳しく →





高等学校授業料・入学金などの援助〔対象：一般〕

○愛知県内の公立高校 相談先≫まずは高校の事務室へ

援助の内容		問合せ先
就学支援金 	入学料の減免 	愛知県教育委員会 財務施設課 ☎052-954-6762
奨学給付金 	奨学金の貸付 	愛知県教育委員会 高等学校教育課 ☎052-954-6785

上記のほか、タブレット端末の購入費用の支援があります。

詳しくは愛知県ウェブサイト ページID：0594636

○愛知県内の私立高校 相談先≫まずは高校の事務室へ

援助の内容		問合せ先
授業料・入学金補助 	奨学給付金 	愛知県県民文化局 私学振興室 奨学グループ ☎052-954-7477
奨学金の貸付 		愛知県教育委員会 高等学校教育課 ☎052-954-6785

上記のほか、タブレット端末の購入費用の支援があります。

詳しくは愛知県ウェブサイト ページID：0637672

日本学生支援機構（JASSO）奨学金〔対象：一般〕

申込手続きや問合せ≫在学中の高等学校等

奨学金に関する相談先 ≫日本学生支援機構 奨学金相談センター

☎0570-666-301（ナビダイヤル）

日本学生支援機構 ホームページ →



国が実施している奨学金で、原則返還不要の給付奨学金と卒業後返還する貸与奨学金があります。それぞれ学力（意欲）・家計基準があります。予約採用をする場合は在籍する高等学校等を通して行います。

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料と入学金の減免も同時に受けることができます。別途進学先での手続きが必要です。

就業や職業訓練のこと

キャリアカウンセリング 〔対象：母子・父子・寡婦〕 ID1050317

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

お仕事にまつわる様々な悩みや相談を、就業支援専門員がお聴きし一緒に考えます。

「どんな仕事に向いている？」「仕事探しはどうやってはじめたらいい？」
「応募書類はどうやって書くの？」「自分の長所ってなんだろう」「面接では何を話したらいいの？」などお気軽にご相談ください。



○対象者：一宮市に住所があるひとり親家庭の母又は父、
寡婦（かつて母子家庭の母）の方。
また離婚前の方の相談もお受けします。

キャリアカウンセリングの
予約はこちら



母子・父子自立支援プログラム策定 〔対象：母子・父子〕 ID1050316

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

就労による自立に意欲があるひとり親家庭の方に対して、生活などの状況や職業の希望などをお聴きし、一緒に考えながら自立支援プログラムを策定します。このプログラムに基づき、必要な場合にはハローワークや愛知母子・父子福祉センターと連携し、就労・自立へ向けて支援します。

また離婚前の方の相談もお受けします。



住宅支援資金の貸付 〔対象：母子・父子〕 ID1049840

問合せ≫愛知県母子寡婦福祉連合会 ☎ 052-915-8862

児童扶養手当の支給を受けている方等で、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、償還免除付で家賃の支払いを支援する貸付金（無利子）があります。



高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給

〔対象：母子・父子・その児童〕 ID1050313

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

高等学校を卒業していないひとり親家庭の母又は父もしくはその児童に対し、より良い条件で就職や転職に結び付く可能性を広げる高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座(通信制も含む)の受講費用の一部を支給することにより、学び直しを支援します。

※高等学校等就学支援金制度の対象になる場合は対象外です。

※受講申込み前に事前相談が必要です。

※支給申請時に児童は20歳未満であること。



自立支援教育訓練給付金の支給 〔対象：母子・父子〕 ID1050314

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、就業に結びつく可能性の高い下記の教育訓練の費用の一部を支給します。

※受講申込み前に事前相談が必要です。

- (1) 一般教育訓練給付金対象講座
- (2) 特定一般教育訓練給付金対象講座
- (3) 専門実践教育訓練給付金対象講座
(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)



厚生労働省が作成する「教育訓練給付制度検索システム」から検索することができます。



高等職業訓練促進給付金等の支給 〔対象：母子・父子〕 ID1049764

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な一定の資格を取得するため、修業期間6か月以上の養成機関で修業し、対象の資格取得が見込まれ、就業又は育児との両立が困難な場合に給付金を支給します。

- | | | | | |
|------------|--------|---------|--------|--------|
| ・看護師(准看護師) | ・保育士 | ・介護福祉士 | ・社会福祉士 | ・理学療法士 |
| ・作業療法士 | ・柔道整復師 | ・言語聴覚士 | ・歯科衛生士 | ・歯科技工士 |
| ・美容師 | ・調理師 | ・自動車整備士 | ・保健師 | ・助産師 他 |



※支給申請前に事前相談が必要です。

※ハローワークで「教育訓練支援給付金」「訓練延長給付」

「職業訓練受講給付金」を受給される方は支給対象外となります。



高等職業訓練促進資金の貸付 〔対象：母子・父子〕 ID1050092

問合せ≫愛知県母子寡婦福祉連合会 ☎ 052-915-8862

ひとり親家庭の母又は父が高等職業訓練促進給付金を受給している場合、償還免除付で貸付の申請ができます。



母子家庭等就業支援センター無料職業紹介所（ガーネットあいち）

〔対象：母子・父子・寡婦〕

問合せ≫愛知県母子家庭等就業支援センター ☎ 052-915-8824

≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

就職を希望されている方に、求人情報の提供、求職紹介を行っています。

求人情報をパソコンや携帯電話等で閲覧することができます。

母子家庭等就業支援センターに求職登録をすることにより、センターの求人に応募することができます。求職票は子ども家庭相談課にもあります。



就業支援講習会 〔対象：母子・父子・寡婦〕

問合せ≫愛知県母子寡婦福祉連合会 ☎ 052-915-8862

≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9133

ひとり親家庭の母又は父もしくは寡婦が働くための技能を習得する無料の講習会があります（教材費等実費負担あり、応募多数の場合は抽選）。

離婚調停中や離婚裁判中の方も受講できます。

○講習内容：

- ・パソコン講習（初級・中級）・調剤薬局事務・医薬品登録販売者・日商簿記3級
- ・介護職員初任者研修

（年によって講習内容には変更があります。）

○申込み：募集期間内に受講申込書を子ども家庭相談課に提出。受講申込書の配布時期は別途お問い合わせください。

愛知母子・父子福祉センターより、講習会、セミナー、求人情報、お役立ち情報などが届きます。

母子・父子福祉センター
LINE公式アカウント
友だち募集中

ID：@262xhnmt



ハローワーク一宮 〔対象：一般〕

問合せ≫一宮公共職業安定所 ☎ 45-2048

一宮市八幡4-8-7

子育て中または子育て後、再就職を目指す方を応援する『マザーズコーナー』では求人情報の提供やセミナーの開催などを行っています。コーナー内にはキッズスペースがあります。

新着求人情報がすぐ見られます！

ハローワーク一宮

LINE公式アカウント

友だち募集中

ID：@802bighp



住まいのこと

住まいの相談窓口 〔対象：一般〕 ID1065657

問合せ≫福祉総合相談室内住まい相談窓口 ☎ 28-9145

住まいについてお困りの方へ、お部屋探しなどの相談を受け付けています。

また、退職などで収入が大きく減少した方に家賃や転居費用を支給します。

（支給条件や支給額の上限あり）

市営住宅 〔対象：一般〕 ID1033679

問合せ≫市営住宅管理事務所 ☎ 28-8649

○募集案内

- ・定期募集（抽 選） 受付時期 5月、9月、1月（募集概要は広報に掲載）
- ・常時募集（先着順） 受付時期 6月上旬～

※収入が一定基準を下回る方は、家賃が減額される制度があります。



県営住宅 〔対象：一般〕

問合せ≫名古屋尾張住宅管理事務所一宮支所 ☎ 28-5411

一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4

○募集案内

- ・定期募集（抽 選）案内書配布時期 4月、8月、12月（各月中旬頃）
- ・新設住宅募集（抽 選）案内書配布時期 募集のつど発表
- ・常時募集（先着順）案内書配布時期 2月、6月、10月（各月中旬頃）

※母子世帯・父子世帯等は、抽選募集において福祉枠で申し込むことができ、福祉枠で申し込むと抽選番号が2つ与えられ、福祉枠で落選しても、一般区分の申込者と合わせて再度抽選に参加できます。

※収入が一定基準を下回る方は、家賃が減額される制度があります。

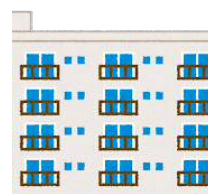


セーフティネット住宅 〔対象：一般〕

問合せ≫住宅政策課 ☎ 85-7011

セーフティネット住宅とは、子育て世帯等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住まいで、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅です。（入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲は、住宅ごとに異なります）

セーフティネット住宅は、インターネットで検索することが可能です。 →



母子生活支援施設 〔対象：母子〕 ID1005332

問合せ≫子ども家庭相談課 ☎ 28-9141

特別な理由のために児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と児童と一緒に入所して自立の促進を図ることを目的とする児童福祉施設です。「住宅」ではありませんので生活上の制約があり、また、長期的に居住することはできません。

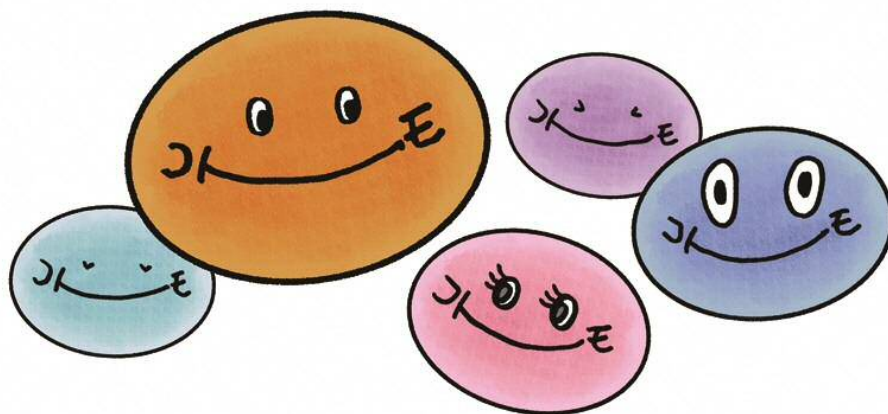
○対象者：児童（18歳未満）とその児童を監護する配偶者のない女性（保護者）





M E M O

本しおりは2026年6月末に作成したものであり、記載内容は変更される可能性があります。詳しい内容は該当する各問合せ先へご確認ください。



一宮市

子ども家庭部 子ども家庭相談課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5-6 ☎0586-28-9133 (直通)